

平成30年度

第9回越知町農業委員会総会議事録

(定例会)

平成30年12月14日

## 平成 30 年度 第 9 回越知町農業委員会総会会議録

平成 30 年 12 月 14 日 越知町農業委員会総会を越知町役場 3 階大会議室に召集された

1 会議日 平成 30 年 12 月 14 日（金）午後 4 時 00 分～午後 5 時 00 分

2 出席者

農業委員（10 名） 会長 山崎耕助 職務代理者 須内啓次

1 藤原 幸子	2 大原 典子	3 山崎 耕助	4 吉田由太郎
5 箭野 正昭	6 橋詰 節	7 大原 利武	8 和田 昌夫
9 岡林 富士男	10 須内 啓次		

農地利用最適化推進委員（5 名）

松井 邦夫	濱田 學	斎藤 信夫	片岡 政彦
片岡久一郎			

事務局職員（3 名）

事務局長 田村 幸三 農政係長 橋村 和佳 主事 須内 敬登

2 本会に出席を求めたもの

3 議事

議案第 18 号 農地法第 3 条の規定による許可申請について

議案第 19 号 非農地証明願いについて

議案第 20 号 越知町農用地利用集積計画について（協議）

5 その他

6 閉会

開会及び議事 午後4時00分

会 長 ただいまより、平成30年最後の農業委員会始めたいと思います。  
委員のみなさまには、お忙しいところお集まりいただきまして、ありがとうございます。  
本日は、大原典子委員、須内委員が署名をお願いします。  
それでは議案に入ります。議案第18号 農地法第3条の規定による許可申請について事務局より説明をお願いします。

事務局 はい、説明します。1番 譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は大原利武委員にお願いしています。土地の所在地番は〇〇字〇〇40番、地目は台帳、現況ともに畑、面積は66㎡、事由は売買です。ほかに田が1筆と畑が30筆、合計31筆の4,001.25㎡です。  
2番、譲渡人は〇〇の〇〇〇〇さん、譲受人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は岡林委員にお願いしております。土地の所在地番は〇〇字〇〇535番1、地目は台帳、現況ともに畑、面積は70㎡、事由は売買です。  
以上につきましては、農地法第3条第2項第1号から第6号に該当しないことは書面にて確認しております。現地の写真切図等お配りしておりますので参考になさってください。筆数が多いので、字ごとに写真を分けております。一番最後のページに今回申請を出されている〇〇の全体の大まかな位置図を付けています。住宅地図は〇〇だけになっております。  
〇〇は1筆だけですので、おわかりになると思います。以上です。

会 長 はい、それでは、調査委員の報告を大原委員をお願いします。

7番委員 日曜日に調査に行ってまいりました。  
〇〇40番というのは、〇〇の公民館から〇〇のほうに行く道路のすぐ上でして、現況が竹やぶです。  
それから、〇〇ですが、131番1の田は現在は〇〇さんが借りて作っているそうです。  
〇〇234番と237番、これも〇〇さんが借りてわらを入れたりとか、そういうことで使っている。  
〇〇の134番2、135番は〇〇さんが、草を刈ったりしてくれているそうです。  
〇〇372番1、373番1ですが、これは草むらです。373番1は現在、〇〇さんの所の裏の工事をやっておりますが、工事を請け負っている〇〇の現場事務所のユニットがあります。379番と384番については、みかんと柿が植わっています。

381 番、383 番、386 番 1 は、点在してまして、びわと柿が植わっております。後の地番は、誰かが家庭菜園に借りてるのではないかと思われませんが、野菜がかなりありました。〇〇はこんな状態です。

〇〇です。697 番と 698 番ですが、道路沿いは芋を作っております。その上は草むらで何も栽培していません。700-ロですが、墓地らしきものは確認できませんでした。703 番はほとんど耕作していない草むらで、一部道路際に木とか資材を置いていました。704-2 も草むらです。704-3 は道沿いにみかんが植わっています。こちらも地目が墓地ですが墓地らしいものは確認できませんでした。

〇〇です。ここは、〇〇のほうに行く道に上がったところで、道の下に 730-1 と、731-1 がありまして、730-1 は一部芋畑。その下は草むらでした。731-1 も芋畑と草むらでした。723-1 と 723-2、ここも誰かが芋を作っております。

〇〇、ここは〇〇の集落の上の端で、899 番の左側は〇〇さんという方が以前住んでいました。その横の土地で、地目は宅地となっていますが、現状は草むらで一部山椒を植えておりました。

説明は以上ですが、売買なので、買って作るかどうかはわかりません。すでに他の人が借りて作っていますから。その確認をとってから、採決したほうがいいのではないかと思います。以上です。

会 長 それでは 2 番、岡林委員お願いします。

9 番委員 12 日に調査に行ってきました。〇〇の山椒畑の一角ですので、問題ないと思います。以上です。

会 長 調査委員からそれぞれ報告ございましたが何かありませんか。

2 番委員 買い手の〇〇さんは越知に来る予定。

事務局 いいえ、高知市に住むと思います。高知市でも農地をたくさん持っておられます。去年も〇〇さん所有の農地の非農地証明がたくさん出てまして、その時の大原委員に調査をお願いしたのですが、耕作されてるところは許可が下りなかったんです。その時の数筆と、今回新しく出てきた農地を合わせての申請です。

9 番委員 誰かが耕作している以上、状況を把握しないと可否の判断は出せないということですよ。現状は誰かが耕作しているんですよ。

2 番委員 親の代からずっと作りゆう人もおると思う。今、作りゆう人をちゃんと調べてから買わんと問題が起こるがじゃない。〇〇さんが場所も知らないようではなおさらのこと。

会 長 これはどこを通しての申請。

事務局 行政書士は通さず、個人での申請です。

9 番委員 今、耕作している人に管理してもらったほうがいいですね。

事務局 〇〇さんは職業は農業になっていますけどね。

事務局長 高知市の農業委員会からは農業経営状況証明書が出ています。経営面積とか。

2 番委員 3条で取得するという事は自分で耕作しないといけないんでしょう。書類上では農用車を2台しか持っていませんが、これだけの農地があれば、農機具がないと無理と思いますけど。耕作をしているのか、ほかの市町村の農業委員会にも問い合わせたらいいと思う。

事務局 そうですね。買った後、利用権を設定するという方法もあるかもしれませんが、3条の原則とはちょっと違うのかなと思いますね。もう少し話を聞いてみますか。

事務局長 そうするしかないでしょうね。まず、農業をする気があるのかどうか。

7 番委員 非農地のところは非農地にしてもいいと思うけど、実際誰かが作っている所は現状では売買するべきではないと思う。

会 長 1番は保留にさせてもらって構いませんかね。

(一同賛成の声)

会 長 それでは、議案第18号農地法3条の規定による許可申請については、2番だけ採決をとります。

2番に賛成の方挙手。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。

議案第19号非農地証明願いについて、事務局説明をお願いします。

事務局 はい説明します。1番、申請人は〇〇の〇〇〇〇さん、調査委員は山崎委員にお願いしています。土地の所在地番は〇〇字〇〇2211番、地目は畑、面積は251㎡、利用状況は昭和63年より雑種地です。以上です。  
現地につきましてはこちらも写真等付けておりますので、参考になさってください。

3番委員 12月11日に現地調査しました。町道〇〇線で、〇〇の橋を渡った対岸になります。現在ここはもう雑種地になっておりまして、北側は〇〇から雑木が生え、西側は畑を挟んで〇〇さんの宅地がありますが、この畑も申請者の〇〇さんの関係者の土地で、現在生姜を植えております。東側につきましては、〇〇さんのお父さんが住んでいた宅地で、前は町道です。話を聞いた所、〇〇さんの娘さんが宅地にしたいということです。雑種地と認めて問題ないと思います。  
僕が覚えているのは〇〇さんのお父さんが乳牛を飼っていて、牛小屋があった時分です。それ以来もう40～50年前から雑種地だと思います。以上です。

濱田委員 ここは排水が取れんき、排水が悪くなって病気が出るね。

会長 1mぐらい上げたら排水もよくなるろうけど。

濱田委員 水が逆流してくるよね。

会長 議案第19号非農地証明願いについて賛成の方、挙手お願いします。  
(全員挙手)

はい、ありがとうございました。

議案第20号、越知町農用地利用集積計画（協議）でございます。農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により越知町長より諮問があった件について審議を求めます。事務局説明をお願いします。

事務局 1番、貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は賃貸借の再設定で、期間は平成31年1月1日から平成40年12月31日の10年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇75番、現況地目は田、面積は271㎡、他に田が6筆ありまして、合計7筆の1,124㎡です。  
2番、貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は同じく〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は賃貸借新規設定で、平成31年1月1日から平成40年12月31日までの10年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇2055番、現況地目は田、面積は1,355㎡です。

3番、貸し手は〇〇の〇〇〇〇さん、借り手は〇〇の〇〇〇〇さん、利用権の種類は賃貸借再設定で平成31年1月1日から平成33年12月31日までの3年間です。土地の所在地番は〇〇字〇〇1267番1、地目は田、面積は1,080㎡、他に田が2筆ありまして合計3筆の2,315㎡です。  
農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしていることを確認しています。以上です。

会 長 議案第20号につきましては、協議事項でございますので協議のほう、お願いいたします。

(質問、意見なし)

議案第20号 越知町農用地利用集積計画について、賛成の方は挙手お願いします。

(全員挙手)

はい、ありがとうございました。

本日の議案は3件でございました。その他に入ります。

閉会 午後5時00分